KPMG あずさ監査法人

IFRS解釈指針委員会ニュース

IFRS-ICニュース 2022年9月

有限責任 あずさ監査法人

2022年9月13日にIFRS解釈指針委員会（以下、「IFRS-IC」）の会議が行われました。本稿では、主要な審議事項を解説し、また、国際会計基準審議会（以下「IASB審議会」）で議論されているものも含め、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の検討状況をまとめています。

（注）本ニューズレターは2022年10月17日時点の情報に基づいて更新しています。

審議事項一覧

【アジェンダ決定】

確定	【更新】	■ 負の低排出ガス車クレジット（IAS第37号）
	【更新】	■ 年金契約における保険カバーの移転（IFRS第17号）
	【更新】	■ 特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の、金融負債または資本への分類（IAS第32号に関連）
IASB審議前	【更新】	■ 特別買収目的会社（SPAC）：取得時におけるワラントの会計処理
	【更新】	■ レント・コンセッション（貸手及び借手）（IFRS第9号及びIFRS第16号）
	【更新】	■ 多通貨の保険契約グループ（IFRS第17号及びIAS第21号）

【その他】

		■ 超インフレの親会社による超インフレでない子会社の連結（IAS第21号及びIAS第29号）
	【更新】	■ 金融資産の決済として電子送金システムを介して受領した現金（IFFRS第9号）
公表済の公開草案	【更新】	■ サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂案）
	【更新】	■ 特約条項付きの非流動負債（IAS第1号の改訂案）
	【更新】	■ 交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂案）
公表済の最終基準	【更新】	■ セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂案）

アジェンダ決定 ー 確定

【更新】負の低排出ガス車クレジット（IAS第37号）

概要

IFRS-ICは、自動車の炭素排出の削減を推奨するための次のような政府の施策によって、IAS第37号の負債の定義を満たす現在の義務が企業に生じるかについて質問を受け取りました。

- 当該施策は、特定の市場での販売を目的として、乗用車を生産または輸入する企業に適用される。
- ある年に生産もしくは輸入した車両の燃料排出物質量の平均が、政府の設定した目標排出量を下回る企業には正のクレジットが付与され、上回る企業には負のクレジットが課される。

負のクレジットを課された企業は、他の企業から正のクレジットを購入するか、もしくは、より多くの低排出車両を生産または輸入して自ら正のクレジットを創出することで、翌年中に負のクレジットを解消しなければならない。解消しきれなかった企業には、市場へのアクセスが制限されるといった制裁が政府から課される可能性がある。

ステータス

IFRS-ICは、「負のクレジットを解消する代わりに、政府に制裁を科された場合にはこれを受け入れる」ということが現実的な選択肢である場合を除き、生産または輸入した車両の燃料排出物質量の平均が政府の設定した目標排出量を上回った企業は、IAS第37号における負債の定義を満たす法的義務を有していると結論付けました。

また、IFRS®基準上の取り扱いは明らかであるとして、本件を基準設定プロジェクトには追加しないことを決定しました。

本アジェンダ決定の内容は、IASB審議会の2022年7月の会議を経て確定しました。アジェンダ決定の詳細についてはASBJのサイトに公開されているIFRIC Update（2022年6月号）への補遺をご参照ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

アジェンダ決定 ー 確定

【更新】年金契約における保険カバーの移転（IFRS第17号）

概要

契約者が生存することで保険カバーが移転する（生存時に年金が支払われる）年金契約に関し、年金契約にかかる利益、即ち契約上のサービス・マージン（CSM）のうち当期の純損益に認識すべき金額をどのように決定するのか、IFRS-ICは以下の2つの方法について質問を受けました。

第1法

- 当期分：「契約者が当期に正当に保険請求できる年金額（1）」に基づき決定
- 将来分：「カバー期間終了時点までに、契約者が将来正当に保険請求できるであろう年金額の現在価値（2）」、即ち将来年金支払額の当期末残高に基づき決定

第2法

- 当期分：上記の（1）と（2）の合計額に基づき決定
- 将来分：カバー期間終了時点までの各期首における将来年金支払見込額の残高の現在価値に基づき決定

ステータス

当期の純損益に認識されるCSMの金額は、契約に基づいて当期に提供される保険契約サービスを反映します。企業は、契約に基づいて提供される給付の量とカバーの予想期間に基づいてカバー単位を決定し、当期に提供されたカバー単位と将来に提供されると見込まれるカバー単位にCSMを配分することで、当期の純損益に認識するCSMの金額を決定します（IFRS17.B119）。以下の理由から、IFRS-ICは第1法はB119項の原則に適っており、第2法はB119項の原則に適っていないと結論付けました。

- 第1法では保険事故（契約者の生存）が発生し、契約者が正当な請求を行う権利が生じる可能性のある期間にのみ、給付の量が割り当てられる。また、各期に提供される給付の量は各期において契約者が正当に保険請求できる年金額に整合している。

- 第2方では保険事故が発生していない期間に給付の量が割り当てられる。また、契約者が将来時点においてのみ請求し給付を受けられる年金額を考慮することによって、当期に提供される給付の量を適切に表していない。

IFRS-ICは、2022年3月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準上の扱いは明らかであると結論付けました。

本アジェンダ決定の内容は、IASB審議会の2022年7月の会議を経て確定しました。アジェンダ決定の詳細についてはASBJのサイトに公開されているIFRIC Update（2022年6月号）への補遺をご参照ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

アジェンダ決定 ー 確定

【更新】特別買収目的会社（SPAC）：公開株式の、金融負債または資本への分類（IAS第32号）

概要

IFRS-ICは、特別買収目的会社（SPAC）が発行する公開株式をIAS第32号において金融負債と資本のいずれに分類するかについて質問を受けました。

質問のケースでは、SPACが2種類の種類株式（A種及びB種）を発行しており、B種株式の株主は、以下の契約上の権利を有します。

- SPACの株主が対象企業の取得を承認した場合、保有する種類株式の償還をSPACに要求できる。
- 一定期間（存続期間）内に対象企業を取得しなかった場合、SPACは清算され、株式は償還される。
- A種株主とともに、SPACの存続期間を延長できる。延長は、株主全体の3分の2以上の同意、もしくはそれぞれの種類株主（A種及びB種）の3分の2以上の同意があれば承認される。

IFRS-ICは、B種株式を金融負債または資本に分類するにあたり、SPACの存続期間を延長する株主の契約上の権利が及ぼす影響（特に、SPACの存続期間を延長する株主の決定は、SPACの支配が及ぶ範囲に含まれるか）について質問を受けました。この評価は、現金又は他の金融資産を引き渡す契約上の義務を回避する無条件の権利をSPACが有しているどうか、つまり当該金融商品が資本に分類されるかどうか（IAS第32号16項(a)(i)）を検討するうえで、必要なものです。

ステータス

IAS第32号は、株主の決定を企業自身の意思決定として扱うべきかを評価する要求事項を含んでおらず、株主の意思決定を企業自身の意思決定として扱うかについては、IASB審議会の「資本の性質を有する金融商品」（FICE）プロジェクトでも実務上の課題として識別されています。

したがって、IFRS-ICは、2022年6月のIFRS-IC会議で、この質問で照会されている論点は単独で扱うのではなくFICEプロジェクトにおける広い範囲の議論の一環で検討すべきであるとして、本件を基準設定プロジェクトには追加しないことを決定しました。

本アジェンダ決定の内容は、IASB審議会の2022年7月の会議を経て確定しました。アジェンダ決定の詳細についてはASBJのサイトに公開されているIFRIC Update（2022年6月号）への補遺をご参照ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

アジェンダ決定 ー IASB審議前

【更新】特別買収目的会社（SPAC）：取得時におけるワラントの会計処理

概要

IFRS-ICは、特別買収目的会社（SPAC）の取得にあたりSPACの株主に対して企業が発行するワラントがIFRS第2号「株式に基づく報酬」の適用を受けるかについて質問を受け、議論しました。対象のワラントは、IFRS第2号の適用対象になる場合には持分決済型の株式報酬とされる一方、IAS第32号「金融商品：表示」の適用対象になる場合には金融負債になると考えられています。

スキームの概要は以下のとおりです。

- SPACは、現金以外の資産を保有しておらず、IFRS第3号「企業結合」の事業の定義には該当しない。企業（事業会社）がSPACを取得する目的は、SPACが保有する現金及びその上場ステータスの獲得にある。
- SPACは株主（設立株主及び一般株主）に対し普通株式及びワラント（SPACワラント）を発行している。普通株式は資本性金融商品、一般株主が保有するSPACワラントは株式上場時に発行されたもので金融負債にあたる。一方、設立株主が保有するSPACワラントは、SPAC設立時に設立者が提供したサービスの対価として発行されたものである。
- SPACの株主に対し、SPACの普通株式及びSPACワラントの法的な取消と交換に、企業は普通株式とワラントを発行する。SPACは企業の100%子会社になり、企業はSPACの代わりに上場企業となる。
- 企業がSPACを取得する際に発行する普通株式の公正価値は、SPACの識別可能純資産の公正価値を上回る。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定決定

SPACの取得は事業を構成しない資産（グループ）の取得であるため、取得者である企業は「識別可能な取得資産・引受け負債」を識別し認識します。SPACが保有する現金の取得に加えて、SPACワラント（負債）を引き受けているかについては、事実と状況により、企業は以下のように判断します。

a. 取得の一部としてSPACワラントを引き受けている
この場合、企業はSPACを取得するために普通株式を発行し、取得の一環でSPACワラントを引き受けたうえで、SPACワラントの代替として新たにワラントを発行している。SPACの株主はSPACの従業員ではなく取得後に企業にサービスを提供するわけでもないため、新たに交付されたワラントにはIAS第32号が適用される。新旧ワラントの交換が取得の一部に該当するかの検討が必要であり、該当しないと判断された場合はIAS第32号及びIFRS第9号「金融商品」により会計処理する

b. 取得の一部としてSPACワラントを引き受けていない
この場合、企業はSPACを取得するために普通株式とワラントを発行しており、SPACワラントは引き受けていない。

企業はSPAC取得により上場ステータスを獲得しますが、上場ステータス自体は無形資産としての「識別可能」要件を満たさず、識別可能資産の取得には該当しません。しかし、SPACの取得のために企業が発行した金融商品の公正価値は、取得した識別可能純資産の公正価値を上回っていることから、IFRS-ICは以下のように結論付けました（IFRS2.2, 13A）。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- 企業は株式報酬取引の一環として資本性金融商品を発行し、株式上場サービスを受け取っている。
- 受領した株式上場サービスを、SPAC取得のために企業が発行した資本性金融商品の公正価値と取得した識別可能純資産の公正価値の差額として測定する。

取得の一部としてSPACワラントを引き受けたと判断された場合(上記(a)のケース)、企業は普通株式（または普通株式及びワラント）を発行し、SPACの現金と株式上場サービスを取得、SPACワラントに係る負債を引き受けます。IFRS-ICは以下の通り結論付けました。

- ➢ 株式上場サービスを取得するために発行した商品にはIFRS第2号を適用する。
- ➢ 現金の取得（及びSPACワラントに関する負債の引受け）のために発行した商品にはIAS第32号を適用する。

一方、取得の一部としてSPACワラントを引き受けていないと結論付けた場合（上記(b)のケース)、企業は普通株式とワラントを発行して、現金及び株式上場サービスを取得します。この場合、企業はどの金融商品の発行かにより、現金と株式上場サービスのいずれを取得したかを決定します。この決定に直接適用されるIFRS基準はないため、企業はIAS第8号に基づきどのように会計方針を策定し適用すべきかを判断します。

以上より、IFRS-ICは、IFRS基準上の扱いは明らかであるとして、本件を基準設定プロジェクトには追加しないことを暫定的に決定しました。

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2022年9月のIFRS-IC会議で、2022年3月に公表された暫定的なアジェンダ決定に寄せられたフィードバックを検討し、アジェンダ決定を確定させる結論に達しました。本アジェンダ決定の内容は、IASB審議会の2022年10月の会議で検討されたうえ、IASB審議会が反対しなければ、IFRIC Update（2022年9月）の補遺として同月に公表される予定です。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

アジェンダ決定 ー IASB審議前

【更新】レント・コンセッション（貸手及び借手）（IFRS第9号及びIFRS第16号）

概要

IFRS-ICは、貸手にとってオペレーティング・リースに分類されるリースを前提に、ある種のレント・コンセッション（賃料減免）が行われた際、リースの貸手および借手はIFRS第9号及びIFRS第16号をどのように適用してこれを会計処理するかについて質問を受け取り、議論しました。

質問のケースでは、レント・コンセッションが行われたことで、借手は具体的に特定された一部のリース料に関する支払義務から法的に解放されます。レント・コンセッションが行われるまでは、貸手はオペレーティング・リース債権を認識し、これにIFRS第9号に基づく予想信用損失を引き当てていました。なお、対象のリース契約にレント・コンセッション以外の変更はなく、またその他考慮すべき事項もありません。

貸手の会計処理に関する質問内容は以下のとおりです。

a. レント・コンセッションをすでに見込んでいる場合、IFRS第9号の予想信用損失モデルをどのように適用するのか。

b. レント・コンセッションが行われた場合、金融資産の認識の中止（IFRS第9号）の規定とリースの条件変更（IFRS第16号）の規定のいずれを適用するのか。

一方借手については、金融負債の認識の中止（IFRS第9号）の規定と、レント・コンセッションに関するリースの条件変更に関する規定（IFRS第16号）のいずれを適用して会計処理するのかが質問されました。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定決定

IFRS第9号では「すべてのキャッシュ・フロー不足」に対して信用損失を算定することを要求しています。よってIFRS-ICは、貸手はオペレーティング・リース債権に対する予想信用損失を測定するにあたり、レント・コンセッションに関する見込みを考慮する、と結論付けました。

また、レント・コンセッションが行われた際は、その付与日に、オペレーティング・リース債権のうち減免されたリース料部分についてIFRS第9号の規定に基づき認識を中止し、オペレーティング・リース債権としてまだ認識されていないリース料の減免についてはIFRS第16号のリースの条件変更の規定を適用すると結論付けています。IFRS-ICは、オペレーティング・リース債権はリースの条件変更の処理の対象となる「未払リース料」とは異なると見解を述べています。

以上より、貸手の会計処理についてはIFRS基準上の扱いは明らかであるとして、IFRS-ICは本件を基準設定プロジェクトには追加しないことを暫定的に決定しました。

一方、借手の会計処理については、IFRS-ICは基準設定による対応をIASBに提案しており、暫定決定は公表されていません。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2022年9月のIFRS-IC会議で、2022年3月に公表された暫定的なアジェンダ決定に寄せられたフィードバックを検討し、アジェンダ決定を確定させる結論に達しました。本アジェンダ決定の内容は、IASB審議会の2022年10月の会議で検討されたうえ、IASB審議会が反対しなければ、IFRIC Update（2022年9月）の補遺として同月に公表される予定です。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

アジェンダ決定 ー IASB審議前

【更新】多通貨の保険契約グループ（IFRS第17号及びIAS第21号）

概要

IFRS-ICは、複数の通貨建てでキャッシュ・フローが生じる保険契約（多通貨建保険契約）について、1.保険契約ポートフォリオの識別において為替リスクを考慮する必要があるか、2.保険契約グループの測定にあたりIAS第21号に基づく換算をどのように行えばよいか、の2点の質問を受け取りました。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定決定

IFRS-ICは2022年6月のIFRS-IC会議で以下の検討を行ったものの、保険契約の外貨換算を巡る会計処理を範囲限定的な論点として効率的に対処できるかは不明であるとして、本件を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことを暫定的に決定しました。

1. 保険契約ポートフォリオの識別

IFRS-ICは、「類似したリスクを有すると見込まれ、したがって一括して管理されている」保険契約ポートフォリオを特定する際、すべてのリスクを考慮する必要があり、為替リスクもその対象になると結論づけました。ただし、これは複数の為替リスクを有する保険契約が1つの保険契約ポートフォリオに含まれることを排除するものではなく、何をもって「類似のリスク」と判断するかは、その企業の保険契約のリスクの性質と程度によるとしています。

2. 多通貨建保険契約グループの測定

IFRS基準上に明示的な規定はないため、以下となるとIFRS-ICは考えました。

- 契約上のサービス・マージン（CSM）を含む保険契約グループ全体を貨幣性項目として決算日レートで再測定する
- 保険契約グループがどの（単一の、もしくは複数の）通貨建てであるかを会計方針に従い当初認識時に決定する。CSM自体も貨幣性項目であり、CSM部分を機能通貨建てと単純にみなすことは適切ではない。

為替換算の目的上複数の通貨建てのキャッシュ・フローでCSMが表示されると企業が決定した場合でも、保険契約グループに含まれるCSMは1つです。よって、

a. 機能通貨建てに換算した単一の金額でCSMを捉え、当該保険契約グループが不利となっているかどうかを判定する。

b. 各期に帰属するカバー単位を決定する単一の方法に基づき、CSMの配分を行う。

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2022年9月のIFRS-IC会議で、2022年6月に公表された暫定的なアジェンダ決定に寄せられたフィードバックを検討し、アジェンダ決定を確定させる結論に達しました。本アジェンダ決定の内容は、2022年10月のIASB審議会の会議で検討されたうえ、IASB審議会が反対しなければ、IFRIC Update（2022年9月）の補遺として公表される予定です。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

その他

超インフレの親会社による超インフレでない子会社の連結（IAS第21号及びIAS第29号）

概要

IFRS-ICは、機能通貨が超インフレ経済の通貨である親会社が、機能通貨が超インフレではない経済の通貨である子会社を連結する場合に、報告日の通貨の購買力を反映するように当期及び比較年度の子会社の財務数値をIAS第29号に従い修正再表示するのかについて質問を受け、2022年6月のIFRS-IC会議で議論しました。

IFRS-ICは、IAS第21号及びIAS第29号の要求事項によれば本件は修正再表示することもしないこともできるとは結論付けたものの、このトピックに関しては追加リサーチ及びアウトリーチを行うとしています。基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきか否かは、今後の会議で決定される予定です。

【更新】金融資産の決済として電子送金システムを介して受領した現金（IFRS第9号）

概要

IFRS-ICは、企業が金融資産（営業債権）の決済として電子送金システムを介して現金を受領する場合、着金日ではなく、送金手続が開始された日に営業債権の認識を中止し、現金を認識できるかという質問を受けました。

前提となる取引は以下の通りです。

- 本件における電子送金システムは自動決済プロセスを有している。当該プロセスは、送金手続に3営業日を要する。つまり、システムを利用した送金は、支払人が支払手続を開始してから2営業日後に決済される。
- 企業は、顧客に対する営業債権を保有している。企業の報告日時点において、顧客は営業債権を決済するために電子送金システムを利用して既に送金手続を開始しているが、企業の口座に振り込まれるのは報告日から2営業日後である。

ステータス

■ **IFRS-ICの暫定決定**

IFRS-ICは、IFRS第9号の認識及び認識の中止についての規定に従い、営業債権から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点で営業債権の認識を中止し、営業債権の決済として受領した現金もしくは他の金融資産を、それを受領した（つまり、企業がその契約当事者となった）日、即ち営業債権の認識を中止する日と同じ日に認識すべきであると結論付けました。キャッシュ・フローに対する契約上の権利がいつ消滅するかは法律上の問題であり、関連する法律及び規制、電子送金システムの特徴を含む個別の事実及び状況に基づいて判断します。なお、一般的な有価証券の売買などは約定日基準若しくは受渡日基準で会計処理が行われますが、IFRS-ICは、本件は金融資産の購入でも売却でもないため、当該「通常の方法による売買」の規定は適用されないと指摘しました。

IFRS-ICは、2021年9月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準上の扱いは明らかであるとして、基準設定プロジェクトに追加しないことを暫定的に決定しました。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

■ その後の検討状況

IFRS-ICは、2022年6月のIFRS-IC会議で、2021年9月に公表された暫定的なアジェンダ決定に寄せられたフィードバックを検討し、アジェンダ決定を確定させる結論に達しました。しかしながら、2022年9月のIASB審議会での審議の結果、アジェンダ決定を確定させるのではなく、IFRS第9号の適用後レビューの一環として狭い範囲の基準の修正を検討することとしました。

その他IASB審議会で検討中の事項 ー 公表済の公開草案

【更新】サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号及びIFRS第7号の改訂案）

IFRS-ICが2020年12月にアジェンダ決定「サプライ・チェーン・ファイナンス契約 ―リバース・ファクタリング―」を公表（IFRS-ICニュース2020年12月参照）した際、リバース・ファクタリング及び類似の契約（いわゆるサプライヤー・ファイナンス契約）について現行の開示要求事項が不十分であることを示唆する意見が寄せられたことから、対応が検討されています。公開草案（コメント期限：2022年3月28日）の提案内容はポイント解説速報（2021年12月3日発行）をご参照ください。

2022年7月のIASB審議会で、公開草案に対するフィードバックについて議論しました。IASB審議会は今後、公開草案に対するフィードバックの分析及びプロジェクトの方向性について検討を予定しています。

【更新】特約条項付きの非流動負債（IAS第1号の改訂案）

2020年1月に公表された「負債の流動又は非流動への分類（IAS第1号の改訂）」（以下、「2020年改訂」）では、企業が負債をどのように流動又は非流動に分類するのか、特に、負債の決済を延期する権利（企業が報告期間後12か月以内に所定の条件を遵守することを条件とする）の有無をどのように判断するのか明確化が図られました。しかしながら、状況によっては2020年改訂を適用した場合に想定される結果に関係者から懸念が寄せられたことから、2020年改訂の発効日を2024年1月1日以降に延期したうえで、IAS第1号を再度改訂（以下、「2022年改訂」）し、流動又は非流動の分類に当たっての考慮事項や財政状態計算書での区分表示及び開示にかかる要求事項を追加することが検討されています。公開草案（コメント期限：2022年3月21日）の提案内容はポイント解説速報（2021年11月29日発行）をご参照ください。

2022年7月のIASB審議会では、適用開始日を2024年1月1日以後開始する事業年度とすることを暫定的に決定しました。また、2022年9月のIASB審議会では、2020年改訂の早期適用を認めること及び2022年改訂の公表後に2020年改訂を早期適用する企業には2022年改訂の適用も要求することを暫定的に決定しました。最終基準書は2022年第4四半期に公表予定です。

【更新】交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂案）

自国通貨を他国通貨に交換する外国為替取引が長期間制限され、公的な為替交換レートが実勢から著しくかけ離れたものとなっている場合にどのような為替レートを用いるかについて、IFRS-ICが2018年9月に審議し、アジェンダ決定が確定しています（IFRS-ICニュース2018年9月参照）。

しかしながら、直物為替レートが長期的に観察可能ではない場合に、報告企業がどのような為替レートを使用するかについて規定がないため、ある通貨が他の通貨に交換可能であることの定義、通貨の交換可能性が欠如している場合において使用する為替レートの決定方法及び開示を明確化することを検討しています。公開草案（コメント期限：2021年9月1日）の提案内容はポイント解説速報（2021年4月28日発行）をご参照ください。

2022年1月のIASB審議会で、公開草案に対するフィードバックの要約について議論しました。また、IFRS-ICは、2022年9月のIFRS-IC会議で、公開草案に対するフィードバックを検討し、本プロジェクトの方向性について助言を提供しました。IASB審議会は今後、IFRS-ICの助言も踏まえて本プロジェクトの方向性を検討する予定です。

その他IASB審議会で検討済みの事項 ー公表済の最終基準

【更新】セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂）

IFRS-ICが変動リース料を含むセール・アンド・リースバック取引の会計処理を2020年6月に審議（IFRS-ICニュース2020年6月参照）した際、現行のIFRS第16号は関連するリース負債の当初測定について適切な基礎を提供しているものの、事後測定については明確な定めがなく、現行の規定では特に指数又はレートに基づかない変動リース料のケースでは、事後測定時に売手である借手が保持した使用権に係る利得又は損失が即時に認識され得ることが懸念されたため、IASB審議会では事後測定に係る要求事項の追加を検討していました。

2022年9月22日、IASB審議会は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債（IFRS第16号の改訂）」を公表しました。本改訂において、セール・アンド・リース・バック取引に関連するリース負債の事後測定について、以下のとおり新たな要求事項が追加されています。

- セール・アンド・リースバック取引に関連するリース負債の事後測定にあたり、売手である借手が保持した使用権に係る利得又は損失を認識しない方法でリース料又は改訂後のリース料を算定しなければならない。

本改訂は、2024年1月1日以後開始する事業年度から、IFRS第16号の当初適用開始日に遡って適用され、早期適用が認められています。

最終基準の詳細はポイント解説速報（2022年10月3日発行）をご参照ください。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。